

## 4. 生物多様性を守るために

### ～生物多様性を損なう3つの危機への取組～

自然界ではその場所の環境と歴史に応じて、多様な生物が生きています。数えきれないほどの生物種が、場所に応じた様々なつながりを持ちながら、地球の環境を支えています。自然がつくりだしたこの多様な生物が存在することを「生物多様性」と呼びます。

生物多様性は、種の多様性、遺伝的な多様性、生態系の多様性、という3つのレベルからとらえることができます。

世界的に生物多様性の保全の重要性は認識されており、平成4年の国連環境開発会議（地球サミット）において、「生物多様性に関する条約」が採択され、平成17年までに日本を含む187か国とECが条約を締結しています。現在、わが国においては、条約に基づいて策定された「新・生物多様性国家戦略」により、生物多様性の保全施策が展開されているところです。

国家戦略では、生物多様性に3つの危機があるとされています。

第1の危機は、人間の活動や開発による種の絶滅や生態系の破壊などによる影響です。

第2の危機は、里山の放置など人間による自然への働きかけが減ってきたため、自然環境が変化してきたことによる危機です。

第3の危機は、外来種や化学物質による影響です。外来種は地域固有の生物や生態系にとって大きな脅威となっています。

県では、生物多様性の危機について、保護上重要な種、特に、絶滅のおそれのある種を明らかにしたレッドデータブックを作成・周知すること、自然公園や自然環境保全地域等の指定により、これら地域における開発行為を規制し、その保全を図っています。

また、大規模な開発行為については、その計画段階において環境影響評価を実施し、自然環境への影響をできる限り回避・低減するよう事業者を指導しています。

適切な保全対策を講ずることにより、生物の多様性がもたらす恵みを後世にわたって享受できるようにすることが、重要な課題となっています。

この課題に応えるため、県は生物多様性の危機に対応した取組を始めています。

県が実施している生物多様性の危機に対応した代表的な取組は、次に示すとおりです。

## ●種の保存

千葉県の野生生物は、沿岸部の暖流と寒流の影響等により分布上貴重な種や、半島性に起因する房総固有の種等が多く見られます。

しかし、開発等による生息・生育環境の消滅・分断、さらには外来種との競合などにより、千葉県ではミヤコタナゴ、シャープゲンゴロウモドキ、ヒメボタルなど減少又は絶滅の恐れのある種があり、その保全が重要な課題となっています。



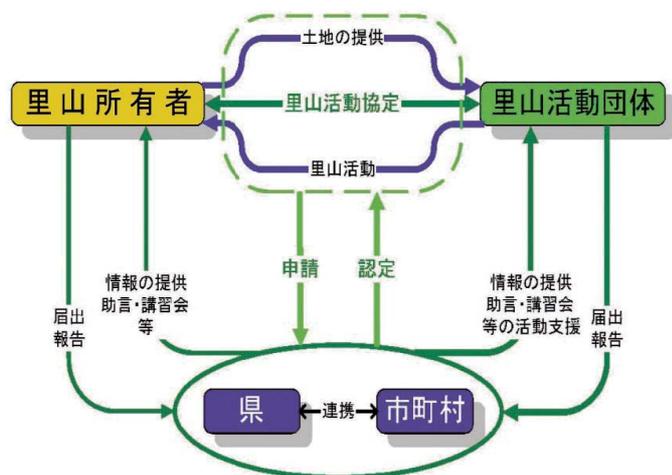
【ミヤコタナゴ（オス）】

県では、生物の多様性を維持・保全するために、特に保護に配慮する必要がある野生生物を選定し、保護の在り方などを明らかにした「千葉県レッドデータブック」を11年（植物編）12年（動物編）に発刊し、県民の方々に、希少種保護の認識を深めていただくとともに、野生動植物の希少種を保全するための環境学習の教材などとして活用されています。

また、「千葉県ビオトープ推進マニュアル」や「事例集」を14年に作成し、生物の生息する空間（ビオトープ）を確保した地域づくりを推進しています。16年8月には、「学校ビオトープシンポジウム」を開催し、学校ビオトープの大切さについてパネルディスカッション等を行いました。

## ●里山保全の取組

県では、荒廃した\*里山を県民や\*里山活動団体、市町村等が一体となって、自然豊かな里山を次世代に引き継ぐこと、その為には生物の多様性を維持・保全することが大切であることから、15年5月に「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」（略称：里山条例）として決めました。



里山条例では、里山の大部分が民有地であることから、土地所有者と里山活動団体、双方が安心して里山の整備や活用に取り組めるよう「知事の里山活動協定の認定制度」を設けており、この普及を図るため、県内各地でフォーラムなどを開催し、県民への理解を図っています。

その結果、17年現在、土地所有者と里山活動団体との間で48件の里山活動協定が締結され、県がこれを認定いたしました。

## ■里山活動協定の仕組み

里山条例に基づき、土地所有者と里山を利用する団体との間で結ばれた協定を、知事が認定します。

協定の内容には、①活動区域、②協定の期間、③活動内容などを盛り込むことが必要です。



【里山フェスティバルでの1日里山体験】

また、多くの県民が里山に対する関心や理解を深めるよう、里山条例で定めた「里山の日」（5月18日）の行事として、「里山フェスティバル」を開催しています。

17年には、我孫子市において「里山シンポジウム」を里山活動団体が主体となり開催したほか、市町村や活動団体の協力により、県内各地において「里山体験」や「里山の市」など各種イベントが行われました。

この他にも、里山活動の推進母体として設立された「ちば里山センター」と協力し、技術講習会など里山活動団体への支援や、県民が里山活動へ積極的に参加する契機となるよう、各種行事を開催するとともに、ボランティアによる里山の整備を促進するための「里山情報バンク」を創設しました。

### ちば里山センターの連絡先

住所 〒299-0265

袖ヶ浦市長浦拓2号 580-148

電話番号 0438-62-8895

ホームページ

<http://www.chiba-satoyama.net/>



【ちば里山センター講習会】

## ●外来種対策

外国や国内の他の地域から人によって持ち込まれた外来種は、もともとそこに住んでいた種（在来種）の捕食や駆逐、そして在来近縁種との交雑などによる地域固有の生態系への被害が問題となっています。

このため、生態系や人の生命・身体や農林水産業への被害を防止する目的で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（略して「外来生物法」）が制定され、特に生態系等に被害を及ぼすものとして「特定外来生物」が指定されました。

「特定外来生物」は輸入はもちろん、飼養、栽培、保管、運搬、野外に放つことが禁止され、また、国や県等が必要に応じて防除を行います。「特定外来生物」には現在80種類の生物が指定されており、そのうち千葉県で生息が確認されている種は次の20種です。

(哺乳類) アカゲザル、アライグマ、キョン、マスカラット (爬虫類) カミツキガメ (両生類) ウシガエル (魚類) チャネルキャットフィッシュ、ブルーギル、コクチバス、オオクチバス、カダヤシ、ストライプトバス (植物) ナガエツルノゲイトウ、ミズヒマワリ、オオフサモ (パイロットフェザー)、アレチウリ、オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、オオカワジシャ、ボタンウキクサ

県では、これらの特定外来生物の内、アカゲザル、アライグマ、キョン、カミツキガメなどについて種毎に生息状況や被害状況を調査するとともに、専門家からなる千葉県外来種対策検討委員会を組織し千葉県外来種リストの作成と外来種全体に対する対策を検討しています。

### 千葉県に生息する主な特定外来生物



【アカゲザル】



【アライグマ】



【キョン】



【カミツキガメ】  
(撮影：小林頼太)